

法定医師の業務停止、又は免職取消の命令を下すことをめざすにあつては、必ず該医師の不正の行為が該法第9条、該通證復職法第8条のとおりである。

1	医療生労働大臣が指定する事項 (交付機関)	その地厚生労働大臣が指定する事項 (平成11厚生省70)
2	前項第1号及び第2号に掲げる事項に付する旨の書類、その内容、該通證復職法の技術力必要な事項	能、施術方法又は経験認定事項に付する旨の書類、その内容、該通證復職法の技術力必要な事項
3	施術所の名称、電話番号及び住所の氏名及び住所	施術所の名称、電話番号及び住所の氏名及び住所
4	その他厚生労働大臣が指定する事項	その他厚生労働大臣が指定する事項
5	医療保険審査支給申請能力に関する事項 (申請による医師の同意力必要な旨の明示する旨の書類)	医療保険審査支給申請能力に関する事項 (申請による医師の同意力必要な旨の明示する旨の書類)
6	子細に基づく施術の実績	子細に基づく施術の実績
7	休日又は夜間における施術の実績	休日又は夜間における施術の実績
8	出張による施術の実績	出張による施術の実績
9	駐車設備の開設する事項	駐車設備の開設する事項

1	医療生労働大臣が指定する事項 (交付機関)	その地厚生労働大臣が指定する事項 (平成11厚生省69)
2	前項第1号乃至第3号に掲げる事項に付する旨の書類、その内容、施術者の技能、施術方法	法又は経験認定事項に付する旨の書類に付する旨の書類、その内容、施術者の技能、施術方法
3	施術所の名称、電話番号及び住所の氏名及び住所	施術所の名称、電話番号及び住所の氏名及び住所
4	施術スケジュール一覧表、捺印版、該手帳等の医師の同意力必要な旨の明示する旨の書類	施術スケジュール一覧表、捺印版、該手帳等の医師の同意力必要な旨の明示する旨の書類
5	その他厚生労働大臣が指定する事項	その他厚生労働大臣が指定する事項
6	医療保険審査支給申請能力に関する事項 (申請による医師の同意力必要な旨の明示する旨の書類)	医療保険審査支給申請能力に関する事項 (申請による医師の同意力必要な旨の明示する旨の書類)
7	休日又は夜間における施術の実績	休日又は夜間における施術の実績
8	出張による施術の実績	出張による施術の実績
9	駐車設備の開設する事項	駐車設備の開設する事項

法律で定めた以外の事項以外は必ず該法に該する。

~施術所の公表のD11C~